

資料 3

奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例

平成16年 6月22日 条例第21号

改正 平成18年 9月19日 条例第26号 平成19年 3月19日 条例第4号

奈井江町体育館設置及び管理に関する条例（平成15年条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 住民の健全なる心身の育成と体育活動の普及振興を図るため、奈井江町体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈井江町体育館	奈井江町字奈井江 748 番地 118

（管理の代行）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、体育館の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 体育館の施設及び設備の維持及び管理
- (2) 第5条の利用許可
- (3) 利用料金の収受
- (4) 上記業務に付随する業務

（休館日及び開館時間）

第4条 体育館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月30日から翌年1月5日まで
- (2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日

2 体育館の開館時間は、午前10時に開館し午後9時に閉館する。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可等)

- 第5条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

- 第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、体育館の利用を許可してはならない。
- (1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育館の建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他体育館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

- 第7条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、体育館の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 体育館を利用する者は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

(利用料金の減免)

- 第8条 指定管理者は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例(平成15年条例第19号)の例により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

- 第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、不可抗力により利用できなかった場合又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用及び利用権の譲渡禁止)

- 第10条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に体育館を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の利用)

- 第11条 利用者は、体育館の建物又は附属設備に特別の設備をし、若しくは変更

を加えて利用しようとするときは、指定管理者を経由して町長の許可を受けなければならない。

- 2 利用者は、附属設備以外の物を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (3) 第6条の規定に該当することとなったとき。
- (4) その他指定管理者が必要であると認めたとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、利用を停止されたとき若しくは利用の許可を取り消されたとき又は利用を終えたときは、直ちに利用場所を整備し、原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用者の義務)

第14条 第5条の規定により利用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、当該利用場所、施設物件等を良好な状態において利用しなければならない。

- (1) 危険物及び危険のおそれのある物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外では、飲食、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。
- (3) 指定管理者の許可を受けたもののほか、体育館及びその敷地内において、物品の販売又は、金品の寄付募集等の行為をしてはならない。
- (4) 備品の取扱いを適切に行なうこと。
- (5) 指定管理者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第15条 利用者は、その利用により体育館の建物、附属設備等を損傷し、又は滅

失したときは、町長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出、その指示を受けなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から平成 17 年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。〔平成 16 年 8 月教育委員会規則第 2 号で、同 16 年 10 月 1 日から施行〕

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 5 条の許可(旧条例第 11 条に規定する特別設備等の使用に伴う許可を含む。)を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第 5 条又は第 11 条の許可を受けた者とみなす。

(奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部改正)

- 3 奈井江町公の施設等の使用料減免条例(平成 15 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 削除

附 則(平成 18 年 9 月 19 日条例第 26 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

体育館利用料金

時間区分 利用区分		1回当たりの額			回数券 (6回券)	年間券
		午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで		
個人利用	小・中高校生	60円	60円	60円	300円	2,400円
	一般	120円	120円	120円	600円	7,200円
専用利用	区分	1時間当たりの額				
	アリーナ	全面				1,960円
		半面				980円
		1/6面				340円
	格技場				360円	
	会議室				100円	
	テニスコート	1面につき			480円	
テニスコート夜間照明	1面につき			160円		

備考

- 1 町民以外の者が利用する場合は、基本利用料金の50パーセント割増とする。
- 2 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類するものを5,000円以上徴収し、かつ、酒、料理等の飲食物を持ち込む会合の利用料金は、基本利用料金の100パーセント割増とする。
- 3 商業活動のために利用する場合は、前2項の規定にかかわらず、基本利用料金の100パーセント割増とする。ただし、町外の業者については500パーセント割増とする。